

令和6年6月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和6年6月28日（金）

〔委員会の概要〕

原委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

臼杵こども未来部長

理事者におきまして、説明及び報告事項はございません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

原委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大塚委員

こども未来ということで、長い間、健康に過ごしていただきたいということが一番基本だと思うので、健康寿命を長く延ばすためにも、小さい時からの生活習慣、特に運動とか食生活についてお尋ねしたいと思います。

令和6年3月に健康増進法第8条ということで徳島県健康増進計画、健康徳島21というのが策定されたとのことなんですけれども、これについてお尋ねもしたいんですが、少しだけ前置きさせていただきます。

そういったいろんなものを策定しても、それが実際、地域においてどれくらい有効になされているかということが非常に大事になるわけです。

それを具体的にどういうふうにやっていくかをお尋ねしたいと思っています。

一例なんですけれども、私の住んでいる所の近くに林保育所という保育所がありますが、その園長さんは非常にやる気のある方で、具体的にいろんなことをやっています。

保育所において、食については、自分たちが食べるお米とか、お芋とか、そういうものを作る現場にも出かけて行ったり、それから作っている人のお話を聞いたりということをやられるわけです。

そういうことをやることによって、子供が小さい時から自分が食べている食品とかに対する理解とか、こういったことをしたほうがいいんだよという、知識もできますし、実際にいろんなことを体験できるわけです。

もう1点、私たちが小さい時代というのは、ちょっと暇があったら野原を駆け回っていたわけなんですけれども、今はそういう状況はないわけです。その中で、その保育所というのは、できるだけ動いていただくということに関して具体的な方策をやっています。

最初の質問です。そういうこともやっているわけですがけれども、この健康徳島21について、どういうことかをお話しただけならと思います。

久次米健康寿命推進課長

ただいま、大塚委員より、令和6年3月に策定いたしました県の健康増進計画、健康徳島21についての御質問を頂きました。

この計画におきましては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標といたしまして、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、子供から高齢期に至るまで、生涯を通じた健康づくりであるライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを、取組方針の3本柱として掲げており、県民総ぐるみの健康づくりを推進するものであります。

幼少期からの健康状態は、成長後の健康にも影響を与えることから、生涯を通じて健康を保持するためには、幼少期を含む若年期から、バランスのよい食生活、適度な運動の定着など、生活習慣を重視する健康づくり対策に取り組むことが重要であると考えております。

そうしたことから、特に乳幼児期におきましては、乳幼児健診を受けて、身体的、精神的な発達を確認することや、素材を生かして薄味にするなど7項目を、また少年期におきましては、早起きをして毎朝朝食を食べることや、運動を通じて体力づくりと交流を広げることなど8項目を県民の行動目標に定め、県民の皆様の主体的な取組を求めているところでございます。

県といたしましても、関係機関と連携を図りながら、県民の皆様の幼少期からの健康づくりにつきまして、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

健康徳島21についての概要をお話ししていただきました。個々の内容を私も見させてもらったんですけれども、非常によくできております。

先ほども言いましたように、それが現場でどう生きていくかというか、どういうふうになされて、実行されていくかというのは、非常に大事なところですよ。

まず、保育所についてお伺いしたいと思うんですけれども、幼少時は保育所で過ごされる方がほとんどだと思うんです。それで、保育所における食育とか運動について、どのようにされているかと、どのように計画されているか、お話ししていただけたらと思います。

玉岡子育て応援課長

ただいま大塚委員から、保育所での食育や運動の取組について御質問を頂いております。

保育所での取組につきましては、保育所保育指針等に位置付けられておりまして、各施設において、乳幼児期の食事の提供についての食育計画、子供の健康に関する保健計画など、それぞれ定めまして、取り組んでいるところでございます。

まず、食育の推進に向けた取組事例といたしましては、食育計画に掲げている目標、例えば自分たちで食材を育てて食べることを通して命を大切にする力を養うであるとか、地

域の産物を生かした料理を味わうことで地域の食文化を体験する、こういった目標について取組を行っております。

施設におきましては、例えば園庭で栽培して収穫した野菜を、子供自身が食事作りにも関わりながら、給食のメニューとして楽しく食事をする体験であるとか、先ほど大塚委員のお話にも出ましたけれども、米作りの例で言いますと、土作りから田植、稲刈りまで、お米の成長を半年間にわたって子供が観察して、米作りの大変さであるとか、面白さを学び、体験する活動など、年齢とか発達の状況に応じまして、食への興味・関心を高めてもらえるような取組を行っているところです。

また、子供の健康増進の取組としましては、外部講師を招きまして、ボールとか跳び箱を用いた体育遊びであるとか、リトミック、キッズダンスなど、日常的な遊び、運動遊びなどを通して、子供の身体機能の発達を促して、ひいては体力づくりができるような取組が行われているところです。

#### 大塚委員

今おっしゃった保育所での取組は大事なことをですけれども、先ほど例に挙げました林保育所において、Facebookで実はこういうことをやっている、よく流しています。

それから前の園長先生から実際にどういうことっていうことで、よく相談を受けたこともあるんですが、とにかく食育について言えば、今おっしゃったように、実際の食材を使って、特に自分の地域の近くでできた食材ですね。阿波市だったら、ナスビとかトマトとかありますけれど、そういうものを使った上で、実際に料理を作ってみる、食べるということで行われているわけです。

それで、私が知っているのは、そこの保育所だけですけれども、ほかの保育所においても、大体同程度のことがやられているんでしょうか。そこは把握されていることはありますか。

#### 玉岡子育て応援課長

他の保育所での取組というところなんですけれども、県では、定期監査などを通じて各施設で、食育ですとか、運動の取組状況についても聞き取りを行っております。

具体的な数値はございませんけれども、園の方針によって、いろんな形で工夫が行われていると把握しております。

#### 大塚委員

そういうふうに聞き取りでも結構ですから、できるだけ全県下において、そういった食育ともう一つは運動習慣ですね、食事をするのと運動習慣です。

実際に、林保育所だったら、みんなで歩いて出掛けていくんです。自然観察に行ったり、実際に作っている現場を見に行ったり。それで芋掘り体験したりとか、そういうことも具体的によくやられています。そういうのは是非、活発に続けていっていただきたいと思えます。

1点だけ、付け加えるとしたら非常に大事な点なんですけれども、最近、子供さんのアレルギー疾患が多くなっています。皆さん方も感じられていると思うんですけれど

も、アレルギー性の鼻炎とかじんましんとか、ぜん息とか、そういったアレルギー疾患が非常に増えています。

私も日本医師会の環境保健委員長を9年間やってきたんですけども、その原因が化学物質の接触によることによって、そういったことが起こるとというのが、かなりはっきりとしてきております。

そういう中で、食事、野菜とかを作る面において、できる限り消毒といいますか化学物質が、食べた人の身体に入っていくかないよう、無農薬でやっていただけたりとかが。

それから有機農業のほうが実際に化学肥料を使うことより、10分の1くらいの価格なんかもあるし、できるだけ化学物質よりも、自然に存在する肥料とかを工夫を凝らした上で、食材を作っていくということも是非、進めていっていただきたいと思います。これは今日は質問とはいたしません。

それでは次に、学童期において、食育とか運動習慣についてお尋ねしたいと思います。

昔、私たちの時分というのは自然体験というのは自然にしていました。小学校から帰りますとかばんを放り出して山の中を走り回っていた、そういうことが多かったわけですけども、そういうのがなくなってから、学校現場において、例えば高越山に自然体験の施設もできたこともありますけど、学童期における食育とか運動習慣については、どういうふうになされているかお尋ねしたいと思います。

#### 長谷義務教育課長

ただいま大塚委員から、学童期における食育や運動習慣確立の取組について御質問を頂きました。

まず、小中学校におきます食育については、学校給食を基本に指導しておりまして、栄養教諭が配置されておりますので、栄養教諭を中心に給食を題材とした食育の指導を行っているところでございます。

また、運動習慣確立の取組につきましては、各小中学校に体力向上計画を作成していただいておりますので、子供たちの運動習慣の形成につながるような取組を、各学校の創意工夫で継続して行うようにということで今、推進しているところでございます。

例えば朝、1時間目が始まる前に運動タイムを作って、鬼遊びを行ったり、また休み時間には、しっかり外へ出て活動するような呼び掛けをしたりといったようなことを行っていると認識しております。

#### 大塚委員

学童期におきまして、学校現場なんですけども、そういったことをやられているということで、非常にいいことだと思っています。

学童期において、最近の傾向を見ますと、一つの傾向としてスポーツ少年団なんかに入られている子供たちは非常に運動をよくやっているんです。ただ、それに入っていない子供たちというのは運動量が少ないです。

もう一つ、非常に気になるのは、学校に通うのに、大人の送り迎えが多いんです。非常に人が少なくなったり、危険な場所があるから、心配だから送り迎えすると、それも理解はできるんですけども、本当に歩かなくなっている。歩かなくなっている習慣が大人ま

で続いて、歩かない習慣が根付いてしまっているということがあると思います。

そういうことで、できるだけ歩く習慣というのを、県としてもできるだけ作ってほしい。特に御承知のように、徳島県は全国に比べて約1,000歩少ないということも出ています。その中で一つ、最近聞いたことなんですけれども、台湾で健康増進のために国を挙げてやっているということを知りました。

それは、台湾の各地に健康道具とか、そういう場所を作って、そこにすぐに行って運動ができる。バスのツアーを組んで、バスは現場まで行かずに、近くまで行って、歩いてそこへ行って、そこで例えば少し坂のある所とか、いろんな所に行くということで、そういう運動習慣を国を挙げてやっているんですね。日本の場合、そういうことをやっているというのは私も聞いていませんけれども、健康寿命を延伸することは国力を上げるんです。

いわゆる国力というのは、財政面での無駄なところを少なくする。それはもちろん運動することによって健康寿命が延伸しますね。医療保険を使う医療費が非常に少なくなります。介護費用もほとんど要らない。極端にすばらしい場合がピンピンコロリです。うちの父が100歳で最近亡くなったんですけど、少しのお薬は時々飲んでいたようですけども、実際に医療保険を使ったのは大体三、四箇月です。介護保険は最後の1か月くらいということで、100歳くらいまでずっと医療・介護保険料を払っていたけれども、ほとんど使っていない。そういう生活をできるようにしたら、市も、国も、県の財政も、本当によくなります。

財政面でも国力は上がりますし、健康で動けるから長いこと仕事に就くこともできるわけです。これは、本当に大事な点なんです。今日お話ししているところは、あらゆる面で非常に大事です。

人間が生きていく上において、自分自身が健康で、ずっといい生涯を過ごすこと。これは幸せにも一番近づくと思いますので、あらゆることを小さな時から習慣付けていただく。そういうことが、非常に大事になってきます。

今日はこの程度にしますけれど、この委員会というのは、そういったところが一つのポイントになると思います。子供の未来について、私も続けて質問をさせていただこうと思っておりますけれども、この委員会も県外視察とかあると思うんですけど、原委員長さんにいろいろお願いいたしまして、実際にそういうことをやられているところに行っていたら非常によろしいなと思ったりもします。

これから1年間、皆さんと一緒に議論したりして、いいアイデアが出たりしたら、それを実際に実行できるようなことをやっていただけたらと思います。以上で質問を終わります。

## 井村委員

私からは、こども誰でも通園制度についてお聞きをしたいと思います。

6月4日の徳島新聞に、このような記事が載ってまして、両親が仕事の有無に関係なく保育を利用できる、こども誰でも通園制度が全国の自治体において、保育士確保などの体制整備が間に合わないとの回答が74%になり、調査された団体は、保育士の数を確保し、安心できる体制整備をするべきだという内容の記事でございました。

この記事を読んで、私もこの制度を導入する、実施するというのを知って、調べさせて

もらったんですけれど、そもそも私も思っていたのが、最近の子供に対する虐待とか、そんな報道を聞くたびに、もっと上手に保育園とか認定こども園を利用してもらって、保護者のストレスとかをためないのが大事なんだろうと思っています。

私も相談を受ける人には、上手に保育園を使いなさい、認定こども園を使いなさいって、別に3歳まで待たなくても、0歳、6か月からでも預けて、親もストレスがたまらないし、気分転換もできる。子供も集団生活の中で、しつけ、おしめが取れたり、そういった、まねしようということで成長も早くなるし、しつけもしっかりできるし、上手に保育園を使ってくださいねって、私も相談を受けたら説明をするんですけど、この制度ができるようになって、いいことだと思っていたんです。いろいろ調べていたんですけれど、課題もたくさんあるようなんですけれど、まず、最初にお聞きしたいのが、この制度についての概要の説明をお願いします。

#### 玉岡子育て応援課長

ただいま、井村委員から、こども誰でも通園制度の概要について御質問を頂きました。

この制度につきましては、保育所などを利用していない生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、保護者の就労の有無を問わずに、月に一定時間、現在している事業では上限10時間となっておりますが、一定時間保育が利用できる制度で、先般成立しました子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、新たに導入される制度となっております。

この制度では、子供の成長という観点から、子供の育ちを応援し、良質な成育環境を整備すること、もう1点は、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方、ライフスタイルにかかわらない形での支援を擁護するということを目的にされておりました、令和5年度からモデル事業が開始されております。

今年度は本格実施を見据えた試行的事業が開始されておりました、令和8年度から本格的に実施される予定と聞いております。

本県におきましては今年度、上勝町において、保育所の空き定員を活用して、試行的事業を実施する予定とお聞きしているところでございます。

県におきましては、国の動きとか、他県での事例も注視しながら、市町村と連携して、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めているところです。

#### 井村委員

0、1、2歳の利用ということなんですけど、今ありましたように月10時間で、徳島県において、エントリーしているのが上勝町だけということです。私の子供も利用していたんですけれど、3人いて、一人目は最初、一時保育というので預けました。確か自治体によって違うだろうけど、小松島市は週に二日くらい預けられるんだったかな、二日くらい預けて、あとの日は、自営業だったので家族が子供を見ていた。

普通に見てもらったほうが有り難いということで、本格的に普通に保育園に預けるようにしたんですけれども、資料を見ていて、今回の0、1、2歳のこども誰でも保育と一時保育の事業の住み分けというか、そこが分からないという部分があったんですけど、その違いを、まず教えていただきたいのと、利用料が出てきたと思うんです。現在、3歳から保育料無償化になってますけれど、0、1、2歳については、自己負担がある。それぞ

れ自治体によって負担していて、そこも自治体ガチャがあるようなんですけれども、自治体としては利用料が出ているので、一時保育と、こども誰でも通園制度の保育料も一緒に御説明をお願いします。

#### 玉岡子育て応援課長

ただいま、一時預かり事業と、こども誰でも通園制度の違いについてということで、御質問を頂いております。

国で示されている整理、考え方によりますと、一時預かり事業は、乳幼児を一時的に預かって、必要な保護を行うということで、いわば保護者の立場からの必要性に対応するものであるの対しまして、こども誰でも通園制度のほうは、子供を中心に考えまして、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援して、よりよい成育環境を整備するというのが、目的としては異なっている部分です。

主な具体的な違いとしましては、一時預かり事業は、まずは事業を実施するかどうかは市町村の判断によることになっておりまして、利用に当たりましては、例えば保護者が病気で家庭で保育をすることが一時的に困難になった場合であるとか、保護者がリフレッシュなどの育児負担軽減のために、保育所で一時的に預かる必要があるとか、そういう一定の要件が求められることになっております。

これに対して、こども誰でも通園制度では、令和8年度の本格施行以降は、全ての自治体で実施することが義務付けられておりますとともに、利用に当たって求められる要件はなく、全ての未就園児、6か月から2歳までが対象となっているというところでございます。

先ほどおっしゃっていた利用料につきましては、一時預かり事業については、市町村で設定するものなので、いろいろ異なるところはあるんですが、一つの目安としては1時間当たり300円から400円ということになっていまして、今、こども誰でも通園制度も現在の一時預かり事業と同水準の1時間300円になってますので、利用料はほぼよく似た価格帯というところですよ。

国の検討会の中間取りまとめにおきましては、この一時預かり事業というのは、引き続き継続させるという方向性が示されている一方で、井村委員がおっしゃいますように、両制度には共通する点も多いということで、今後、両制度の関係をどのように整理していくのか、現在行っている試行的事業の結果も踏まえて、検討するという事は言われておりまして、そういった国の動向も注視してまいりたいと思っております。

#### 井村委員

こども誰でも通園制度の利用料に関しては、1時間300円は変わらないけれども、一時保育については市町村の判断。小松島市はやっていたので、県内全てやっていると思ってたんですけれど、やってない自治体もある。一時保育については、各自治体の、市町村の判断でやられているということだったので、勉強になりました。

こども誰でも通園制度のほうは、全ての人希望に応じてであって、それは自治体で必ず実施しなければならないというルールになるということなんですけれども、月10時間と御説明があったんです。

昨年、岸田内閣が異次元の少子化対策の一環として打ち出した、こども誰でも通園制度であると言うんですけれども、異次元の施策で月10時間ですかというのが一番に感じたところなんです。

月10時間と言ったら、週に1日1回2時間しか預けられない。そこで、気分転換を図れるんですか、保護者のストレス発散につながるようなリフレッシュにつながるんですかと思うんです。

時間は国の決めたことなので、子育て応援課に対してけしからんとか言うつもりはないんですけれど、実際、国の月10時間というのが、週に1回2時間預けただけで、それがその事業の目的、趣旨に反映するんでしょうか。

今でも、1か月掛けて慣らし保育をやっているんです。0、1、2歳は預けるときは初日は1時間、二日目2時間、それが3時間になって、4時間になって、2週間、3週間、1か月掛けて慣らし保育をやって、初めて子供が保育士さんに抱っこされて1日過ごせるようになるような現状の中で、では1週間ぶりに2時間、たまに1日、朝から夕方まで子供を預けて、無事であるのかということ、なかなかこの事業は難しいのではないかなと思うんです。

ですので、そこらの課題もたくさんあると思うんですけど、2年後の本格実施で、必ずやらなければならないってなっているのであれば、そこらをもっと国に対して、時間を拡充するべきなんだろうなど。

一つ言えば、そんな時間制限なしに、3歳からじゃなくて0歳から全ての子供の全部保育料の面倒を見て、誰でも保育所、認定こども園、3歳がきたら行きたい子は幼稚園に行く、そういう制度になったらいいのに、これだけ子供が減ってきて、子育て支援と国も県も市も言うのであれば、そこまでやったらいいのにと思っているんです。

なので、この制度について聞いたんですけれど、この制度は、たくさん課題があると思うんです。担当課としてのお考えをお聞かせください。

## 玉岡子育て応援課長

ただいま、こども誰でも通園制度の課題について御質問を頂きました。

国が実施しました昨年度のモデル事業の状況調査によりますと、保護者から出ている御意見として、井村委員がおっしゃったように月10時間という制限はありますけれども、僅かな自分の時間が持てたであるとか、専門の保育士から子供の様子を聞くことで、新たな気付きも得られたという、よかったなという御意見がある一方で、保育現場の保育士さんからは、普段の保育に加えて、こういうモデル事業の子供の対応に掛ける時間とか、労力が増えたりですとか、通常の保育に比べて子供さんが環境に慣れることがすごく難しいといったことで、保育現場での負担の増加とか、保育人材の不足というところを指摘する声が上がっておりまして、本格実施に向けては、安定した保育の提供体制の整備ということが課題であろうかと思っております。

県としましては、市町村と連携しながら、受皿づくりとなる保育人材の確保にも取り組みまして、体制整備を支援していきまるとともに、今年度の試行事業の結果も含めまして、そういった保育現場の声でありますとか、制度の課題については、県としても機会を捉えて国のほうにも伝えてまいりたいと考えております。

## 井村委員

今回この事業の資料を調べて聞く中で、県内で8園ぐらい運営されている法人は、大塚委員が言われた保育園を運営されている所の理事長さんなんですけど、その理事長さんと話をする中で、この制度をどう思いますかというような、いろいろ意見交換もさせてもらいました。

玉岡課長と同じようなことを言われていました。なので、そこが現場の課題なんだろうと思っていますので、そこらを課題解決に向けてしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

ここで話は変わるのですが、いろいろなお話の中で、保育士さんの資質向上の話にもなりました。最近の報道で、痛ましい不適切な保育、子供たちを傷つけるとか、けがをさせるとかは問題外、それは犯罪なので、それはまた別ななんですけど、目に見えてこないような、表に出てこないような不適切保育も出てくる。

保育士の資質向上についてももしっかりやってもらわなければいけないなど。どうしますかと言ったら、監視カメラを付けましょう、そんな話じゃなくて、しっかり保育士さんにお任せできる、そんな保育士さんを育てなければいけない。

でも園ではそれぞれ独自にやっているけれど、全然研修の質というか、内容もばらばらだと。それぞれの自治体でもされていると聞いているんですけど、県もしっかりやってほしいなということをお聞きしました。

最後に、保育士の質向上のための研修会においてしっかり取り組んでほしいということなんですけれども、県としての今後の取組を最後にお聞かせください。

## 玉岡子育て応援課長

ただいま、保育士の資質向上のための研修について御質問を頂いております。

井村委員がおっしゃいますとおり、保育現場で質の高い保育の提供でありますとか、昨今の不適切保育、保育事故の発生への問題に対応していくためには、研修の機会の確保の充実というのは非常に重要と考えております。

県では、国が定めております保育士等キャリアアップ研修ガイドラインというのがございまして、このガイドラインに基づきまして、職務内容に応じた専門性の向上を図って、リーダー的な職員の育成に取り組むため、毎年度キャリアアップ研修を実施してるところでございまして。

この研修では、施設のリーダー的な職員の育成というところはもとよりなんですけれども、受講を希望する全ての保育士の方を対象を広げて、受講機会の拡大を図っておりますとともに、特に昨年度からは、全国的にも問題となりました送迎バスの置き去り事故の問題であるとか、不適切保育の再発防止といった内容も取り入れて、研修内容の充実を図っているところでございます。

また、保育の質の確保の向上というところに向けましては、各団体が実施する研修への補助制度でありますとか、現場の保育士さんが研修に参加する場合に、代替職員を雇うための受講サポート制度であるとか、そういった周辺の部分にも取り組んでおりまして、引き続き、市町村とも連携しながら資質向上のための研修の充実に取り組んでまいりたいと

考えております。

井村委員

いろいろされているというのを聞きました。

今後もやっていくということなんで、今言われたような痛ましい事故、報道がないように、子供たちのためにやっていただきたいなと思います。

達田委員

お二人の委員さんから子供の健康とか、いろいろなお話がございまして、大変勉強させていただきました、ありがとうございます。

私は子供ではなくて、高齢者の健康づくりということを中心にねしていきたいと思えます。

他人ごとでなく自分ごとということなんですけれども、今、高齢者の生きがいと健康づくりというのが非常に結びついているということで、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業というのが、県で行われております。

今年の予算を見ますと、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業というのが、長寿いきがい課の中で計画調査費と、それから老人福祉費に分かれて予算が付けられているんですけれども、それぞれどのような内容の取組をされているのでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

長寿いきがい課におけます高齢者の生きがいと健康づくり推進事業につきましては、今年度から、以前ダイバーシティ推進課にあったとくしま“あい”ランド推進協議会に関する予算が本課のほうに移行したものでございまして、二つに分かれている理由でございますが、まず計画調査費のほうにつきましては、このとくしま“あい”ランド推進協議会のうち、デジタル人材育成に係る分を、こちらのほうで計上しております。

これと言いますのは、デジタル田園都市国家構想交付金についての事業をこちらのほうで計上することとしたためでございます、残りの部分につきましては老人福祉費の⑦長寿社会対策費として高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として計上しているものでございます。

達田委員

そうしましたら、デジタル田園都市国家構想交付金の部分、それからもう一つは老人福祉費のほうで付いている、これの予算が大きいんですけれども、デジタル田園都市国家構想交付金の分につきましては、具体的にどういう事業をやって、どれぐらいの方が参加をされているのか、お尋ねいたします。

坂野長寿いきがい課長

今回のデジタル田園都市国家構想交付金につきましてはの予算計上につきましては、まず講師の方の人件費の部分として、あとICTの講座開催経費について計上しているものでございます。

予定といたしましては、1コース当たり年間38日、9コースのうち、ICT講座は4コースで、プログラミングとかをするようなものを、ここに計上しているものでございます。

達田委員

高齢者向けに講習をしていただけるということなんですよ。希望者といいますか、どれぐらいの方が、そういうのを受けていこうと予定しているんでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

詳しい数字は現在、持ち合わせておりません。

達田委員

予算が付いているので、多分こういうふうな取組をしていこうということでされているんだと思うんです。パソコンとか、いろいろ新しいものがどんどんできてきますけれども、高齢者といいますと使い方が分からないとか、家族に聞く人がいないとか、いろんなお話を聞くんです。スマホにしたけれど、さっぱり分からないということで、そういう教室も必要なのではないかと思うんです。

今そういうのをやっている所は非常に盛況で、たくさん参加者がおられるということなんですけれども、高齢者の方がもっと高度なことに挑戦をしていこうというようなことで、生きがいを見つけていくということをされたら、非常に参加者が増えていくのではないかと思います。そのために今後、もっと増やしていこうと、もっと予算を付けて、高齢者のための教室をやっていこう、推進事業をやっていこうというようなそういう目安といいますか、目標を持っておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一つの、老人福祉費のほうの生きがいと健康づくりなんですけれども、今シルバー大学なんかもそうかと思うんですけれども、希望者、参加できている人がどういう状況なのか、お尋ねしたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

こちらのほうは、とくしま“あい”ランド推進協議会のほうにおきまして、シルバー大学校とかの部分に関して、高齢者を対象に受講の機会を与えるという形でしてございまして、先ほど達田委員がおっしゃったようにICTなどの部分につきましては、関心がある部分ということで、拡大の方向に向けて取り組んでいるところではございます。

ひとまずは簡単に入門編みたいな部分も実施しているんですけれども、それぞれの習得状況に応じて、スキルアップが図れるような形では考えていきたいと考えております。

達田委員

是非、様々な取組を進めていただいて、生きがいと健康づくりにつながるというような事業にしていただきたいと思います。

高齢者になりますと、いろんな機械を使うのが苦手ということで、分からないから触らないという方もいらっしゃるんですけれども、そうだと余計に退化していくということ

で、新しいことを覚えていくというのがすごく大事だと思うのです。それで、一つできたらすごくうれしくて、次、次ということになっていきます。

何にもしなかったら段々退化、やっていたら進化するということですので、是非この事業を進化させていただくように、よろしく願いいたします。

それともう1点、高齢者の方々の熱中症対策ということで、お尋ねしたいと思います。

前の別の委員会でお尋ねをしたんですけれども、令和5年度に徳島県内で熱中症により救急搬送された方が、5月1日から9月30日までの間で636人あったと、そして、そのうちの2名の方が、残念ながら死亡されたというお話があったんです。今梅雨時ですけれども、今年も非常に暑くなるのではないかとということが予測されております。

こういう中で、熱中症対策の大切さというものを、県はどのように認識をされているのでしょうか。

#### 坂野長寿いきがい課長

熱中症対策についてでございます。高齢者の方にとりましては、暑さや水分不足に対する感覚機能の低下等によりまして、熱中症リスクが高くなり、総務省発表の統計においても、昨年5月から9月の全国の救急搬送された熱中症患者のうち、半数以上が65歳以上の高齢者の方となっているという状況でございます。

国におきましては、危険な暑さが予想される場合に、暑さへの気付きを促し、熱中症への警戒を呼び掛けるため、熱中症警戒アラートを発表しておりまして、本年4月24日からは気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されます、熱中症特別警戒アラートが新たに創設されたところでございます。

県におきましては、この熱中症特別警戒アラートの新設の周知や、体が暑さに十分慣れていない時期におきましては、アラートが出ていなくても熱中症になる可能性が高いことについての周知など、熱中症予防の啓発に努めているところでございます。

特にリスクの高い高齢者の方につきましては、徳島県老人クラブ連合会を通じまして、より丁寧な周知に御協力いただいているところでございます。

具体的には、徳島県老人クラブ連合会が毎月発行している徳島老友新聞のほうに、今回熱中症対策について掲載し、会員向けに注意喚起を行いますほか、一人暮らしの高齢者等を定期的に訪問いたします友愛訪問活動におきまして、地域の高齢者の方に対して直接、熱中症予防の呼び掛け等を行っていただいたところでございます。

#### 達田委員

様々な啓発活動でお知らせもしているということですね。しかし今、環境の急激な変化に体がなかなか対応できないということで、私もこういう気温の変化に弱いほうなんですけれども、初夏の急な暑さ、それから梅雨の晴れ間、今も雨が降って涼しいなと思ったら、急に晴れてきてものすごく暑くなると、そうしたらまた雨が降ってきて涼しくなるということで、なかなか対応できないです。

梅雨明けとかに、大変な暑さに慣れていないということで、大変なことになると思うんです。特に高齢者の方が一番救急搬送も多いということなんですけれども、外に出ていて、太

陽ギラギラに当たったというのではなくて、屋内で熱中症になるという方が非常に多いということなんです。

こういう中で今、全国的には高齢者世帯などにエアコンの購入設置補助をやりましょうという自治体が増えてきているわけですが、徳島県内ではそういう制度がどこかの市町村にあるでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

高齢者の方を対象といたしましたエアコンの購入補助につきましてですが、調べたところ、県内で補助を実施している市町村については、県のほうでは把握してございません。

達田委員

今、全国でエアコン購入費及び設置費用を補助しましょうという所が増えてきています。

これは、熱中症による事故を未然に防ぐのと、そして住民の安全かつ安心な生活を支援するためということで、やられているんです。

自治体によっては、いろいろ上限金額も違ったりとかするんですけれども、大体が65歳以上の高齢者の世帯、そして全員が住民税の非課税で、お家にエアコンがないという、そういうお宅の場合は、対象になりますということで、自治体が取組をしております。

例えば静岡県の焼津市を見ますと、エアコン購入補助金ということで、市内の家電量販店で購入したエアコンであること、それから省エネ基準達成率が目標年度100%以上のものとかがあるんですけれども、エアコンの購入費の設置費の4分の3以内で上限10万円ということなんですよね。

これは静岡県の焼津市の例でありますけれども、東京都港区では1世帯1回限りで7万7,000円の上限で、これも65歳以上の高齢者、一人暮らし世帯、世帯全員が住民税非課税であることということで、主にいわゆる低所得の方、そういうお宅にエアコンを付けてくださいという制度を設けているわけなんですよね。

高齢者の方は暑さを感じない、特に認知症の方は暑くても暑さを感じなくて、真夏なのに真冬のような格好をしていたりとか、そういう方もいらっしゃるのです。

ですから啓発活動はとても大事で、涼しい格好をしてエアコンを付けてくださいよということを書いていくのも大事なのです。

けれどもエアコンがそもそもないのだというお家には、お金の心配なくエアコンを付けられるような対策が必要なのではないかと思えます。

そして、徳島県内の自治体でエアコンを付けましょうという制度ができれば、県も応援をすることが今、必要ではないかと。

熱中症の大変な状況を見ますと、これからどんどんと暑さというのは大変になっていきますよね。地球沸騰時代と言われているわけですから、これが来年は涼しくなるだろうという、そんな見込みもありません。どんどんと暑くなる。

そういう中で、これはとても大事なことではないかと思うのですけれども、その点、県が、もしやろうという自治体があれば、応援しましょうというつもりがないかどうかお尋ねいたします。

坂野長寿いきがい課長

達田委員がおっしゃったとおり、他の自治体において高齢者を対象としたエアコン購入事業というのがございまして、その部分につきましては、一部市区町村におきまして、昨年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほうを利用されたり、一般財源により実施がなされているところとございまして、購入につきましては、今のところ各市町村の判断によるというところとございまして、状況を見て考えていきたいと考えております。

達田委員

中には、扇風機を付けているから大丈夫だという方もいらっしゃいます。ただ、扇風機は温度が変わるわけではありませぬので、風が来るだけということで、やっぱり温度を下げるということがすごく大事だと思うのです。それで是非、県としても前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

低所得の方のお宅にエアコンを付けられるという制度もあるのですけれども、それを一歩進めて、エアコンがなくて低所得で買うことができない、そういうお宅が希望すればエアコンを付けられる、熱中症予防のために必要なんですよということで是非この制度を発展させていただいて、県も大いに支援をしていただきたいなと思っております。

環境省などが熱中症対策、予防のためにこういうふうなことで気を付けましょうということで、いろいろ啓発もしております。

そういう中で、クーリングシェルターがあちこちできたりということもありますけれども、まだまだ取組があるというふうには至っていないわけなのです。

ですから、こういう点も含めて、高齢者の熱中症対策をしっかりと取り組んでいただきたいということを是非、お願いをしておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それともう1点は、フレイル予防の取組です。高齢者の皆さん、私もそうですけど、動かないと段々とおっくうになって、余計に動かなくなるということになってきます。どんどんと体がなまっていって、病気でないのに動けない、そういう状況になっていくわけなんですよね。

このフレイル予防の取組の状況について、今はどういう状況なのかお尋ねいたします。

坂野長寿いきがい課長

高齢者の皆様が年齢にかかわらず自立した生活を維持し、要介護状態にならないようにするため、県におきましては、令和元年度から県民総ぐるみによる栄養、運動、社会参加の3要素を柱といたしましたフレイル予防に取り組んでおりまして、県理学療法士会、県栄養士会等の関係団体とも連携いたしまして、普及啓発を進めますとともに、各市町村が行う介護予防事業を後押しさせていただいているところとございまして。

特に運動につきましては、昨年度、上板町をモデル地区といたしまして、理学療法士会等も連携いたしまして、高齢者の方が自主的に集まります通いの場におきまして、リハビリ専門職を派遣いたしまして運動指導を実施し、より効果的なフレイル予防の取組を実施したところとございまして。

また、昨年10月からは県の職員として理学療法士を配置しまして、リハビリ専門職の視点から、働き盛りの世代から切れ目のない対策を行うということで、先導的事業といたしまして、県の職員を対象に意識啓発とか運動指導を実施したところでございます。

達田委員

フレイル予防の取組はコツコツと継続していくという、これも大事なことだと思うのです。1回やって、ずっと休んでまたという、それまでにおっくうになってしまっておりますので、毎週とか継続的にやるというのはすごく大事だと思います。

各地域で、ここでもあそこでもやっているという状況になっていくのが大事ではないかと思うのです。上板町がモデルということなんですけれども、やってみて成果がどうだったのか、これを全県に広げていくというようなことができるのかどうか、お尋ねいたします。

坂野長寿いきがい課長

上板町につきましては、このようなフレイル予防をいたしまして、保険料が前回の計画の時よりも下がったということがございますので、その部分の効果があったものと認識しております。

こういった活動につきましては、最初は専門職を派遣するのですけれども、その専門職の知識を各地域の方に普及していただいて、その方が更にこういったフレイル予防活動を進めていただくということで、ずっと続けていけるような形を取りたいと考えておりました、そのために専門職を、これから希望されるような所に派遣して行って、それを全県下に広めてまいりたいと考えております。

達田委員

専門職の方によるいろんな取組というのは、すごく大事だと思うんです。と言いますのは、専門職の方は参加されている方の中で具合が悪そうだなという方がおいでましたら、ここがもしかしたら悪いのではないですかとぱっと見て、見抜くといいますか、そういう専門的な知識がおありなんです。

一般で勉強していませんと、それが見抜くことができない、高齢者の中には隠された具合の悪さ、病気とかがある場合がありますので、フレイル予防に取り組む場合も、できるだけ専門家の方が指導していただけるように是非、お願いしたいと思うのです。

県でも理学療法士の方を採用されて、いろいろ活動されているということなんですけれども、これを増やして各地域にどんどん派遣をしていけるようにしていただけたらと思います。

それから、理学療法士会にお願いをして、各地域に派遣をして取組をしていただけるように是非お願いをしたいと思うのです。実はこれを受講された方がすごく良かったと、ためになるお話を楽しく聞かせていただけるし、運動も教えていただいて、すごく良かったです、ずっと続けてもらいたいというような、そういう御意見も寄せていただいておりますので、是非これも地域に定着できるように取組を進めていただきたいと思いますけれども、そういうふうに地域地域で取り組んでいくという計画をされているのでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

先ほども申し上げましたが、市町村のほうの介護予防の事業でもされておりまして、それを後押しするというので、継続的に県下全域で介護予防、フレイル対策が行われるようにという形で支援してまいりたいと考えております。

達田委員

是非、どこの町でもこういうことをやっていて、多くの方が参加しているという状況を作っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それともう一点なんですけれども、こういうふうな活動に一生懸命取り組んでいるというのが、地域の老人クラブなんです。地域の老人クラブはとても大事な活動をされているんですけれども、老人クラブ活動支援事業ということで4,774万円の予算が付いているんですけれども、この予算額、過去5年間に遡って増えているのか、減っているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

そして、老人クラブのクラブ数の推移、それから老人クラブの会員数はどういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

坂野長寿いきがい課長

まずは老人クラブにおける予算の部分なんですけれども、令和元年度からの部分で申し上げますと、令和元年度は、老人クラブ活動支援事業費の部分につきましては4,824万8,000円、令和2年度は4,834万7,000円、令和3年度は4,845万5,000円、令和4年度は4,929万5,000円、令和5年度は4,967万1,000円、令和6年度は4,774万円と、少し下がってはおりますが、これは予算の部分で令和5年度のほうに含まれておりましたデジタル利活用支援事業の200万円が別出しとなっているためでございます、これを合計いたしますと4,974万円ということで、ほぼ同額で推移してございます。

続きまして、クラブ数と会員数の部分でございますが、令和元年度につきましては756クラブで3万4,367人、令和2年度におきましては734クラブ、3万2,888人、令和3年度におきましては719クラブ、3万978人、令和4年度は709クラブ、2万9,402人、令和5年度は698クラブ、2万8,345人と推移しておりまして、減少傾向にございます。

達田委員

高齢者の数がどんどん増えていっているわけです。特に後期高齢者が増えて大変だ大変だということがよく言われますけれども、この老人クラブのクラブ数、それから人数につきまして減少傾向にあるという、その要因というのは何なのでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

老人クラブの会員が減少傾向にある原因につきましてはですが、高齢化に伴います社会情勢の変化によりまして、長く働く方が高齢者の方の中でも増加したことに加えまして、高齢者の方の価値観が多様化する中、老人クラブ以外に活動の場を見付ける方が増えて、老人クラブ会員の減少の要因になっていると考えております。

## 達田委員

老人クラブに加入をして活動されている方というのは、大体70歳後半から80歳代が多いのですよね。そこまで働いている方というのはいらっしゃらないと思うのですが、働いているときはもちろん活動できませんけれども、多種多様な生き方というのがあって、趣味も違えば、それぞれ違うのですけれども、地域地域で老人クラブに結集しているということは、何か大きな災害とかあったときに、つながりがいかに日頃からあるかというのが、すごく違ってくると思うのです。

ですから、趣味が多様化しているからいろいろありますけれども、老人クラブが取り組んでいる様々な活動というのは、先ほどもお話ししてきましたように、生きがいと健康づくりというのを中心に、いろんな活動をやられております。

そういう中で、いい活動をやって、皆さんこんなのもしているんですよ、あんなのもしているんですよということで集まっていただいて、そして皆さん楽しみながら健康づくりをやって、いざ何か災害というときには助け合いができるという、そういうふうな地域づくりをしていくことが、すごく大事ではないのかと思います。

ですから、老人クラブの育成というか、そういうのが大事だと思うのですが、老人クラブで結集していきましようという、クラブ自体もいろいろ工夫をなさっていると思うのですが、県として、このまま減っていても仕方がないのだというような状況なのか、それとも何とか努力をして減らないように、あるいは増やしていこうという計画はございますでしょうか。

## 坂野長寿いきがい課長

老人クラブに対します県の対応でございますが、一人暮らし高齢者世帯の増加や地域社会のつながりが希薄化する中、仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりや社会参加活動、高齢者同士での見守り活動など、老人クラブ活動の重要性がますます高まっているものと認識しております。

地域の老人クラブを核に組織されました徳島県老人クラブ連合会におきましては、各市町村におきまして、スマートフォン等を安全安心に利活用するための研修とか、手指の運動を通じて、認知機能の維持やフレイル予防の効果が期待できるeスポーツ体験会を開催するなど、新しい時代のニーズに対応した取組を実施しているところでございます。

また、令和6年度から令和9年度までの4か年間で、老人クラブ仲間を増やす運動を展開しており、お試し参加ができる行事の開催や加入の呼び掛けを行うなど、継続的に会員の確保に取り組んでいるところでございます。

近年、新型コロナウイルス感染症の絡みで、なかなか活動が難しいというようなところも、先ほどの会員の減少の部分とか、クラブ数の減少のほうにも原因があるかとは思いますが、老人クラブにつきましては介護予防とか、そういった地域貢献の活動を通じまして、高齢者自らの健康や地域とのつながりを維持する役割が期待されております。県としても引き続き、老人クラブが実施する活動に対しまして、必要な支援を行うとともに、会員確保に向けた積極的な広報周知に取り組んでまいりたいと考えております。

## 達田委員

保育所で敬老の日におじいちゃんおばあちゃんを招いて行事をするというのが、昔からあるのですけれども、私たちが子供のときは、おじいちゃんおばあちゃんを招きましょうと言ったら腰の曲がったおじいちゃんおばあちゃんの絵を描いていたのですが、今の保育所でおじいちゃんおばあちゃんの絵というと、おばあちゃんはきれいな洋服を着て旅行に行っている様子を描いているのです。そしておじいちゃんはパソコンを片手に、パソコンの講習に行っているような絵が、元気はつらつとしているのがおじいちゃんおばあちゃんなんですよね。ですから、昔のイメージと全然違って、活動ができて、社会のためにも役立っているという、そういうふうな姿に変わってきていると思うのです。

ですから、老人クラブのイメージが、年寄りというのではなくて、若く能力のある方が集まっている、そしていろんな能力を社会のために役立てているという、そういうイメージを広げていって活動を活発化していただきたいなと思いますし、また私どもも何かそういうものに関わって、参加をしていかなければいけないと思っているところなんです。

是非とも、いろんな知恵を出し合って、老人クラブ発展のために力を尽くしていただきたいと思います。コロナの時にいろいろ参加して、踊りとかやっていたのだけど発表の場もないし、全然集まりもないし、しんどくなってしまったという、そういう声もあちこちにございました。

やっと集まれるようになったとなっても、しんどくて行く気がしないという、そういうふうになってしまっているのですよね。それを回復させていかなければいけないと思うのです。ですから県の力添えも、また市町村の頑張りも要ると思うのです。そして高齢者自身の頑張りも要ると思うのですけども、みんなで元気に生き生きと暮らしていけるように生きがいと健康づくり、是非力を尽くしていただきますようお願いして終わります。

## 東条委員

達田委員のお話、高齢者の問題は人ごとではないと私も思っています。

こども未来・安心対策特別委員会の配置図を見せていただきまして、教えていただきたいことがあります。

例えば青少年・こども家庭課というのは、どういう事業を主にされているのか、教えていただけますでしょうか。

## 原田青少年・こども家庭課長

東条委員より、青少年・こども家庭課の所管する業務につきまして御質問を頂きました。

当課につきましては、課名のとおり青少年の健全育成に関する事項でございましたり、また、こども家庭ということですので、児童虐待でありましたり、一人親家庭の支援、こども食堂、ヤングケアラー、様々な家庭、子供を取り巻く困難な状況に対しまして的確に対応できるよう、業務を推進しているところでございます。

## 東条委員

今、注目をする場ということですのでございますよね。

それと、もう一つ、少年女性安全対策事業は、どういうことをやられているのか教えてください。

熊野少年女性安全対策課長

ただいま、東条委員から、少年女性安全対策課のことについての御質問だと思います。当課では少年の健全育成でありますとか非行防止、また補導検挙等をしております。そのほかにも人身安全対策というものがありまして、ストーカー、DV、児童虐待等々の被害者の保護、加害者対応、そういった事業をしている課となっております。

東条委員

最近ではデジタル暴力というか、SNSでのいろんな事件も起きていると思うのですが、そういう部署ということで、ありがとうございます。

私のほうからは、以前に質問させていただいた生命（いのち）の安全教育についてお聞きしたいと思うのです。

令和3年4月から文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命（いのち）の安全教育というのができ、教材とか指導の手引というのが多分、配布をされてきている。そして幼児から大学まで、発達段階や学校の状況を踏まえて、各学校の判断で教育課程の内外で様々な活動を通して、教材を活用されていると思うのです。私も令和3年6月に質問させていただいたのですが、徳島県での生命（いのち）の安全教育に取り組んでいる現状、令和3年から多分、取り組まれていると思うのですが、経過を教えてくださいたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、東条委員より生命（いのち）の安全教育への取組、これまでの経過について御質問を頂きました。

徳島県教育委員会では、国の性犯罪、性暴力対策の更なる強化の方針を受け、令和3年度から始まった生命（いのち）の安全教育推進事業を受託し、令和3年度、4年度は阿南市に事業を委託し、小学校1校、中学校1校を、令和5年度は神山町に事業を委託し、小学校2校を実践校として指定してまいりました。

指定校においては、研修の実施や学習指導案、ワークシート等の指導モデルの作成、県においては、普及のための研修啓発チラシや、社会教育用資料を作成、配布し、人権教育課ホームページに掲載することにより、積極的に啓発に取り組んできたところでございます。

東条委員

小学校、中学校、高校と、現在どれぐらいの学校が取り組まれているのか、分かったら教えてくださいたいのと、それと出前講座というのもやられていると聞いているのですが、どういう状況か、教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、東条委員より生命（いのち）の安全教育の実践の状況、また指導員等の派遣の状況ということで御質問を頂きました。

令和5年度の数值になりますけれども、令和5年度人権教育の年間指導計画に生命（いのち）の安全教育を位置付けている学校としまして、小学校が約60%、中学校、高等学校については約50%の学校が年間計画に位置付けて実施をしております。

そのほかにも各教科でありますとか、年間計画には位置付けてはいませんが生命（いのち）の安全教育に関しての内容を取り扱っており、年々広く普及をして周知できてきたところと考えております。

また、人権教育の指導員の派遣といたしまして、今年度2名の生命（いのち）の安全教育に精通された方を委嘱をしております、昨年度、今年度の実施及び予定で延べ回数79回、指導員の方を派遣をして出前授業を行っているところでございます。

東条委員

内容は国の教材を使用しているのでしょうか、それとも徳島のほうで用意をしたような教材でやられているのか、どういう内容か、教えていただけたらと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、東条委員より、内容等について御質問を頂きました。

国の様々な資料はもちろんでございますが、実践指定校で作成いたしました学習指導案、ワークシート、そういったところもホームページ等で周知を行っておりますので、そういった内容について、様々な資料を用いて実施をしているところでございます。

東条委員

国の教材だけでなく、ワークシートとか、そういうものを取り入れているということなんですけれども、まずは、先生方の研修が大事と思うのですけれども、そういう教職員に対しての指導というのは、されているのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、東条委員より、教職員の研修について御質問を頂きました。

東条委員がおっしゃられるように、人権教育課におきましても、子供へ直接指導する立場にある教員の指導力の向上が必要と考えております。

県教育委員会としては、各校種別校長会で周知を図り、校長のリーダーシップの下、各校における研修の実施等、積極的な取組を依頼するとともに、フレッシュ研修やジャンプアップ研修等の年次研修、人権教育主事や養護教諭対象の職務研修の充実を図り、併せて生命（いのち）の安全教育に精通した人権教育指導員の活用促進に向けて周知をしているところでございます。

東条委員

是非、教職員の研修というのをやっていただきたいと思います。

子供が先生方に相談をしたら、あなたが悪かったのではないのかというような相談は二

次被害ということになりますし、大変だったねと受け入れてもらって、よく相談してくれたね、話してくれたねという先生でないと、二度と先生には話をしないというような状況になりますので、先生方の研修には専門性のある指導員の方に依頼をしていただきたいと思います。

それと、取り組んでいる中で生命（いのち）の安全教育の問題の課題、ここが大変だなというようなことは、ございますでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

東条委員より生命（いのち）の安全教育の課題というところで御質問を頂きました。

先ほど申しましたように、今後の課題としては、教職員の指導力の向上、対応力の向上というのが必要不可欠であると考えております。

様々な研修を通して、児童生徒に携わる教職員の指導力、対応力が更に向上できるように、全県下にしっかりと横展開を図っていけるよう進めてまいりたいと考えております。

東条委員

子供たちや教職員に、できるだけ周知をしていくという状況というのは大事だと思うのですが、周知する方法というのは、何か計画をされていますか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま東条委員より、今後更に普及・周知を進めていくための方策というところで御質問を頂きました。

今年度になりますけれども、県内の各学校への横展開及び他校種への縦の広がりを主たる目的として生命（いのち）の安全教育普及展開事業として事業を発展させているところでございます。

具体的には、年間3回実施している人権教育主事研修会を活用し、有識者を招いた講演会や、小学校においては県内3ブロックに分けて行っている人権教育主事会での公開授業や研究協議を実施し、県内全体に広く普及していく予定でございます。

東条委員

学校というのは、どうしても校長先生の指導力というのがすごく求められると思うのです。今回、校長会などをする中で生命（いのち）の安全教育の研修の周知とかも是非していただいて、教職員の性に関する認識を高め、子供たちを性暴力の被害者や加害者、そして傍観者にならない研修を早急に進めていただくことを要望しておきますので、よろしく願いいたします。

それと関連するのですが、学校の中でデートDVの予防研修についてというのをやっているのですが、この開催というのは年間何回ぐらい開催していて、できれば学年、この年代が多いとか、地域もそれぞれあると思うのですが、どんな開催をされているのかも教えていただきたいので、お願いします。

大西男女参画・人権課長

ただいま東条委員より、デートDV防止セミナーの開催回数とか、地域についての御質問を頂きました。

県におきましては、DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、特に若者に対して、DVの加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育を行い、将来にわたってDV被害を防止していくことは、子供の未来にとって極めて重要なことと認識しております。デートDV防止セミナーというのを、県内中学生をはじめ、高校生、大学生を対象に学校に出向いてセミナーを開催しているところでございます。

昨年度におきましては31回開催しております、中学校で17回、高校、大学で10回、それと看護学校で4回、計2,242名の方に対してセミナーを開催したところでございます。

また、地域でございますけれども、このセミナーを実施するに当たりましては、全県下の学校、中学、高校、支援学校、大学それから看護学校に広く募集を掛けておまして、現在県南部、県西部を含めまして希望する全ての学校に出向いてセミナーを開催できているという状況でございます。

東条委員

生命（いのち）の安全教育に関しては低学年、小さいときから教えていただけるというのが理想ですし、デートDVに関しましては中学校とか高校とか、ある程度年齢が少し高くなったときのほうが理解が進むのかなというふうにも思います。

地域的にも私はよく聞くのですけれど、南部が進んでいて、広がっているというのを聞くのですけれども、できるだけ広範囲に全県に広げていただくようお願いしたいと思います。

それと申出があるときに早く締切りをされているようなんですけれども、デートDV研修をしてほしいと、セミナーをしてほしいと言った所は断らないで、予算も要るのだらうと思いますけれども、それは予算を付けていただいて是非回数をたくさんやっていただくほうが浸透するのかなと思います。

ジャニーズで起きた問題もそうですけれども、男女問わず性的な問題というのはその人の人生に関わると思います。

小さいときからしっかり性教育をすることで防ぐこともできると思います。命をはぐくむ原点の性の問題にしっかり取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

原委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（12時00分）

原委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

原委員長

私からは、安心して子供を産み育てる環境づくりについてお伺いしたいと思います。

徳島県として、産前産後ケアの支援の充実・強化を図っていると思いますが、出産は大変な体力と精神力を使うと思います。

妊産婦を対象としたアンケートは、どのようなものがあるのか、教えていただきたいと思っています。

#### 久次米健康寿命推進課長

ただいま原委員長より、安心して子供を産み育てる環境づくりに関しまして、妊産婦を対象としたアンケートについての御質問を頂きました。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化によりまして、地域において妊産婦や、その家族を支える力が弱くなっているとの御指摘があり、身近な場で妊産婦を支える仕組みと、妊娠期からの総合的、継続的な、切れ目のない支援体制が求められているところがあります。

特に妊娠期から産後につきましては、身体的な変化に加えまして心理的变化も大きく、精神的な不調をきたしやすいとされておりまして、リスクを早期に発見し、適切なケアに結び付ける支援体制づくりは急務であります。

そこで、徳島県周産期医療協議会の妊産婦メンタルケア部会におきまして、妊産婦メンタルケア対策ガイドラインを作成し、妊娠期と産後におけるアンケートを実施しているところでございます。

具体的には、妊娠が判明しました初診時の妊娠初期アンケート、妊娠中期には自己記入式の妊娠中期アンケートを実施し、市町村への情報提供を行うとともに、状況に応じまして精神科医療機関への定期的な受診の案内ですとか、精神症状のあるハイリスク者に対しましては、徳島大学病院や県立中央病院が対応することとなっております。

また、産後におきましても、出産後の入院期間中に1回、それから産後2週間、それから産後1か月の通院時、それぞれ3回の時期におきまして、育児支援チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票、産後うつのスクリーニングを行う10種類の質問項目によりますエジンバラ産後うつ病質問票の三つのアンケートを実施しております。

今後も要支援者を取りこぼすことがないよう、医療機関、市町村等、関係機関と連携をしながら、支援を図ってまいります。

#### 原委員長

妊娠初期アンケート、中期アンケート、エジンバラ産後うつ病質問票など、アンケート調査をしているということで、仮に産後うつ病と診断された方に対しては、本県としてどのような取組を行っているのかをお伺いたします。

#### 玉岡子育て応援課長

ただいま原委員長から、産後うつ病と診断された方への産後の支援について御質問いただきました。

産後うつ病と診断された方、そして、その予防対策を含めた産後の支援といたしましては、新生児の訪問指導ですとか産後ケア事業など、各市町村において、保健師さんとか、

助産師さんとか、専門的なサポートが実施されているところです。

新生児訪問指導事業では、生後28日未満の乳児がいる御家庭を訪問することによりまして、乳児の発育、健康状態の確認と併せて母親の体調であるとか、育児相談を実施しておりますとともに、産後ケア事業では、産後1年未満の母子に対しまして、産科医療機関への短期入所ですとか、通所とか、あるいは居宅訪問によるアウトリーチの方法などによって、心身のケア、育児サポートを実施しております。

特に本年度からは、産後うつなど支援の必要性が高い利用者の受入れを促進するために、国の補助金の加算措置などが設けられまして、支援が拡充されているところです。

また、産後ケア事業につきましては、国のほうで今年度末までに全国展開を目指していくというような方針も示されているところでありまして、今後支援を必要とする全ての方が利用できるようにしていくためには、受皿拡大といった点から、市町村だけでなく県の役割も重要になってくるだろうと考えております。

そうしたことから本年度、県におきましては産前産後の支援制度に関する現状を把握し、今後の体制整備の基礎資料にするということで、妊産婦等へのニーズ調査なども実施することとしております。

産科医療機関、それから市町村など、関係機関に対しても併せて聞き取りを行いまして、今後のケアの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### 原委員長

県もしっかりと取り組んでいただけるということで、まず市町村との連携、またサポートプラン作成など、より一層サービスの充実など取り組んでいただいて、安全で安心して子供を産み育てられる環境づくりの強化に一層取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、口腔<sup>くわう</sup>ケアの重要性についてお伺いしたいと思います。歯周病の放置は全身の病気に影響を及ぼすと言われていたと思いますが、誘発する病気として、どのようなものがあるのか、教えていただきたいと思います。

#### 久次米健康寿命推進課長

原委員長より、口腔<sup>くわう</sup>ケアの重要性ということで、歯周病が全身に及ぼす影響についての御質問を頂きました。

歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康は、乳幼児期や学齢期においては健全な成長を促進するための大切な要素であるとともに、青年期以降におきましては、健康な生活を送るための基礎となっておりますことから、生涯を通じて適切な口腔<sup>くわう</sup>ケアを行うことは、健康寿命の延伸に関わる極めて重要な事柄であると認識しております。

口腔<sup>くわう</sup>ケアの不足は歯周病の原因となりまして、歯周病を放置いたしますと、全身の健康に影響があると言われております。

具体例を幾つか申しますと、歯周病菌が血管に入り込むと炎症を起こす物質が集まり、血管が狭く硬くなることで血液の流れが悪くなり、脳卒中や心筋梗塞等を引き起こすことがあります。

また、特に高齢者など、飲み込む力が低下している場合には、歯周病菌が唾液や食べ物

と一緒に誤って気管に入りますと、肺炎のリスクとなります。

さらに、歯周病で歯の本数が減少しますと、食べ物をかむことができなくなるため、脳への刺激が少なくなり、アルツハイマー性の認知症につながることもあります。

加えて、歯周病による炎症性の物質の影響によりまして、インスリンの働きが弱くなり、糖尿病の発症や悪化につながったり、また胎盤に悪影響を及ぼすことで、胎児の低体重や早産のリスクがあるとも言われております。

このように、歯周病は命に関わる重大な疾患と直結することから、全身の健康を意識したライフステージ、ライフコース等に応じた適切な口腔ケアを行うことが重要であると考えております。

#### 原委員長

歯周病は命にかかわる重大な疾患と直結するというところで、本県としまして、歯周病予防のための取組はどのようなことを行っているのか、教えていただきたいと思っております。

#### 久次米健康寿命推進課長

歯周病予防のための具体的な取組について御質問を頂きました。歯周病対策は、胎児期から高齢期に至るまで、生涯を通じた継続的な対応が不可欠であります。

具体的な取組としましては、まず法定の歯科健診といたしまして、市町村における母子保健に基づく乳幼児歯科健診や、健康増進法に基づく歯周疾患検診が行われているほか、学校保健安全法に基づく学校歯科健診が実施されております。

また、法定の健診以外にも、市町村におきましては母子保健の取組の一環といたしまして、歯科保健指導や妊婦歯科健診などを積極的に行っているほか、歯周疾患検診の対象者を拡大しまして、健診機会の充実を図っている市町村も見られます。

県といたしましては、このような優れた取組の横展開が図られるように、市町村や関係機関との情報共有の促進に努めてまいりたいと考えております。

さらに、県といたしましては、本年度初めて児童を対象としたフッ化物洗口のモデル事業にも取り組んでいるところでありまして、この事業の成果を検証しながら今後の歯周病対策にも生かしてまいりたいと考えております。

#### 原委員長

本年、初めて児童対象にフッ化物洗口モデル事業も取り組んでいくということで、本県としては、現状、周知への取組はどんなことをしているのかも伺いたしたいと思います。

#### 久次米健康寿命推進課長

県が行う周知啓発活動についての御質問を頂きました。

県では、平成25年に策定しました、徳島県歯科口腔保健推進計画を本年の3月に改定いたしましたして、歯と口腔の健康づくりを、より一層推進しており、歯周病対策を重点取組項目に掲げ、口腔ケアの重要性について周知啓発活動を行っているところでございます。

具体的には、6月4日から6月10日の歯と口の健康週間や、11月8日のいい歯の日の機会を捉えまして、定期的な歯科健診の推奨を行うとともに、イベント時におきましては、

リーフレットの配布やパネル展示を行っております。

さらに、学校歯科健診が終了する高校3年生に向けましては、口腔ケアの啓発動画を作成し、情報発信を行うとともに、妊婦向けには、えがおがおどる健口手帳、この健口は健やかな口と書いて健口と読ませておりますが、こちらを作成いたしまして、母子健康手帳と共に配布しているほか、高齢者に向けましてはオーラルフレイル予防のための健康体操動画を作成しまして情報発信を行っており、胎児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた啓発活動を行っているところでございます。

また先般、閣議決定されました骨太の方針におきましては、全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供とともに、国民皆歯科健診に向けた具体的な取組を行うことが明記されておまして、その実現に向けた検討が進められているところです。

県といたしましては、徳島県議会で採択されました国民皆歯科健診を求める意見書の意義もしっかりと受け止めながら、今後とも、県民全ての皆様が口腔ケアの重要性を御認識いただき行動に移していただけるよう、市町村、県歯科医師会をはじめ、関係機関と緊密な連携を図りながら積極的に啓発活動に取り組んでまいります。

#### 原委員長

市町村、県歯科医師会をはじめ、関係機関と緊密な連携を図りながら積極的に取り組んでいただけるということで、本当にうれしく思います。

午前中、大塚委員のお父様は100歳までお元気で過ごされたということで、人生100年時代の到来の中で、健康で豊かな生活を送るためには、歯科口腔分野においても各ライフステージにおける健康づくりが大変重要だと思います。

近年では、年代問わず口腔の健康が全身の健康につながるということが指摘されており、本県としても生涯を通じた歯科健診の充実・実現に向けて取組を、更に推進していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかに、質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 扶川議員

タブレットからお尋ねします。タブレットは国税の法定耐用年数でも4年です。しかし、ツーウェイのタブレットは、6月3日まで3年余りで全体の6割が故障し、さらに、

その7割が膨張や駆動時間の極端な減少というバッテリーの故障で使い物にならなくなりました。

そのため、新たな調達費用がどれだけ必要になったか、資料を文教厚生委員会のほうで出していただきました。それによると、県は全てレンタルないしリースで調達をするので8,000台、5億1,925万円調達費が掛かる。

一方、株式会社四電工からは、無償提供、無償修理、併せて7,000台分を県に提供、補填するので、さきの文教厚生委員会でお尋ねしたところ、金額にすると、仮定を置いた上で4億6,598万円、両者合わせると9億8,523万円、これが金額的な責任割合だと見ますと、県が52.7%、四電工が47.3%となります。

少し脱線して聞きますけど、県が出すお金の財源はどのような内訳になっておりますか。

戎教育DX推進課長

扶川議員から、県がタブレットの修理に使用する財源ということで御質問いただいております。追加の調達に当たっての財源は、一般財源でございます。

扶川議員

知事が国も助けてくださいよというようなことを要望した記事が載っていました。

また、こういう特殊な財政需要が発生したときは、特別交付税も要請できると思うので、これも要求していくべきだと思うのですが、いかがですか。

戎教育DX推進課長

扶川議員から、財源として特別交付税の要請をしたらどうかという御質問を頂いておりますが、現在のタブレットの故障状況と、この対応については、一般財源で対処する考えです。

扶川議員

これは後で述べますが、県の責任が大きいので自分で責任取れよなんて言われる筋合いはないと私は思うんです。痛み分けみたいな判断を、私は納得できないと思っています。

仕様書の問題が言われますけど、最初の導入時点での国の仕様書と県の仕様書を比べますと、補修契約期間について、国が1年以上と、県はそれを1年としました。

何ら違反していません。もっと長くするべきだったとしても、仮に他の機種を導入していたら問題なかったんですから、これは交通事故でいいますと、保険の問題であって、事故原因ではありません。

それより、仕様書のほうでうさん臭いのは記憶装置、SSDの容量を2倍にもしたこと、当時このサイズでもSSDは高かったと思いますので、全体として一定金額以下とするには、本体は安物にするほかなかったのではないかと思います。

今回の調達の仕様書でもSSDは容量2倍にしたまま変えておりませんが一体、さきのツーウェイのタブレットというのは、128ギガバイトに増やしてSSDを目一杯利用

できたのか、それとも64ギガバイトという標準的な仕様書で足りていたのか検証しましたか、教えてください。

#### 戒教育DX推進課長

扶川議員から、端末の調達仕様書について、SSDの容量を国の標準仕様の2倍にしたということと、さらに種類をSSDとしたことについて、それをツーウェイのタブレットで活用できたのかという御質問でございますが、まず仕様において、容量を国の標準的な仕様から2倍にしたことについては、国の標準仕様は義務教育を前提にしたもので、小中学校で使用するものを前提としております。

それに比べ県立高校で使用するとすると、当然使用するソフトウェアであるとか、内容、そういうものが変わってくることから、容量がかなり不足するといったことを補填することから、128ギガバイトに増やさせていただきました。

それがツーウェイの端末で活用できたということになると、当然のことながら端末のストレージの種類としては、国の仕様はハードディスクであり、SSDの規定はございませんから、当然SSDはハードディスクに比べて構造は優れており、端末を使用する際にソフトを早く活用することができたものであると考えております。

#### 扶川議員

活用できたんだったらいいです。よく検証してみてください。そうなれば、見通しを得て、責められる理由はないからうさん臭さも少し消えます。

ただ、結果、レベルの低い機種になったことについて、専門家が関与せずに、見る目がなかった責任というのは、それは県教育委員会にあったと思うのです。

しかし、だからといって、もし納品した製品に欠陥があったならば、そういったことによって、株式会社四電工の責任がいささかでも軽減されるわけではないです。私が最初から申し上げているように、全額弁償すべきですよ。

それが分かっているから、株式会社四電工は飽くまで製品自体のクレームは認められなかったなんて主張して、端末を製造していた中国メーカーにリコールの対応を求めず、県に分担をさせてしまっている、これはツーウェイと一体になった責任回避だと私には見えてしまうのです。

実際のところ、電池が不良品でない根拠があるかということ、さきの文教厚生委員会でも指摘しましたように、株式会社四電工の件も、単に膨張した電池と、していない電池、同じ製品をタブレットを分解して比較して、その結果、保管状況や過充電により、膨張したものが多んだというような、それが膨張の原因なんだと推測しただけです。そんなことはいちいち調べなくても分かりきったことです。

ほかの製品でも使い方が悪ければ、まれにはそういうふう膨張して使い物にならなくなる場合もあるかも分からない。しかし、保管状況や過充電の問題があったのは県立高校だけではなかったはずですから、それでもほかの機種を導入した場合は桁違いに低い故障率でした。

したがって、学校の保管状況を含めて、ほかの機種を使っていた学校との比較検証をすれば、電池の欠陥は明らかになるはずですよ。

それをせずに単に電池を分解した調査なるもので、製品自体の不良が認められなかったなんてどうして言えるんですか。私は理解できません。説明してください。

#### 戒教育DX推進課長

扶川議員から、原因の究明に当たって、ほかの機種との比較をするべきではないかという御質問を頂いております。

今回の端末の故障の原因につきましては、納品された端末につきましては、製造上の瑕疵は認められておりません。

しかし、ハイエンド製品と比べ、バッテリーの電解液のガス化が起こりやすい構造要因、それに、学校における保管環境等、様々な要因が重なったもので、ガス化が確認され、バッテリー膨張を招いたものであると考えております。

それを招いた要因としては、先ほど扶川議員からもお話がありましたように、教育委員会側において、端末の仕様を十分に条件設定ができていなかったということ、一方、株式会社四電工側においては、電波法未認証への対応のために端末を持ち帰ることができない状況が生じたことも、保管環境要因につながった可能性があると考えられます。

さらに、結果としてこれだけ多数の端末が使用不可能になったことについて、株式会社四電工としても社会的、道義的責任を感じ、一人1台端末環境の早期復元に向けてさらに踏み込んだ提案を示していただきました。

これらの株式会社四電工との協議により確認した故障原因とか、引き起こした要因、株式会社四電工からの提案、それらについて、教育委員会の定例会において説明しました上で、この問題の取扱いについて、意見交換を行った結果として、教育委員会として決着し、原因や責任に関する株式会社四電工との新たな協議は行わず、次のステップに移るべきとの結論に至ったものでございます。

#### 扶川議員

なぜ比較しないんだという答えが入っていないではないですか。バッテリーの不良を示す証拠というものが、ほかの面からも検証できます。

例えば、まだ6割の故障率に程遠い昨年10月14日の徳島新聞の報道を見ますと、当時、内海教育政策課長が保管時に電源を切るとか、プラグを抜いておくとか、保管方法の周知が不十分であったかと反省していると述べておられます。

この発言を見たら、現場への保管方法や充電に関して発言前後に、現場への周知が図られていたはずですよ。そうしていなかったら怠慢ですよ。

ところが、この時にまだ17.3%だった故障がその後、急増して今や6割ですよ。これは到底、機器の老朽化の進行なんかで説明できるレベルではありません。

これを見ても機器の不良は明らかではないですか、同じ条件で、同じように使っても、ほかの機種よりも桁違いのバッテリー膨張が起こる機械が、どうして不良品でないんですか。

そんな理屈が世の中に通りますか。これでは県民に対する責任になっていないのではないですか。説明してください。

戎教育DX推進課長

扶川議員からの御質問でございますが、繰り返しの説明となりますが、教育委員会といたしましては、ハイグレード製品に比べ、バッテリー電解液のガス化が起りやすい構造のところ、学校における保管環境と、様々な要因が重なったものとの見解であり、それを招いた要因といたしまして、端末調達の仕様に十分な条件を設定できていなかったこと、電波法未認証への対応のために端末を持ち帰ることができない状況が生じたことがあるということでございます。

扶川議員

中川教育長に最後にお聞きしたいんですが、よくお聞きください。ICT機器にお詳しい中川教育長であれば、私が申し上げたようなことが間違っていないということは十二分にお分かりだと思います。

それでも、県教育委員会として、株式会社四電工の申出を受けて、今後、この問題について原因と責任に関する株式会社四電工との新たな協議を行わないと決められたのは、四電工がこれで責任を十分に果たしてくれたとお考えになったからではないんじゃないですか。そうではなくて、生徒たちのために1日も早く一人1台端末の復元をしたいという、教育者としての思いからの決断ではないんですか。

それならそれで、県民に対する一つの説明になっていると私は思います。そのあたり、本音のところをしっかりお聞かせください。県民に対する説明責任だと思います。

戎教育DX推進課長

扶川議員からの御質問でございます。こちらにつきましては、妥協したものであるとは考えておりません。子供たちのために、次のステップに移るべきであるということは確かに考えております。

ただし、株式会社四電工との協議により確認した故障原因でありますとか、それを招いた要因、株式会社四電工からの提案などを総合的に勘案し、判断したものでございます。

原委員長

扶川議員、まとめてください。

扶川議員

教育長の見解を最後に聞かせてください。納得いきません。お願いします。

中川教育長

この問題につきまして、私もこの4月に教育長になる以前、昨年からずっと委員会で状況等、専門家として対応してまいりました。

今、扶川議員のお話があったとおり、どこをどういうように話を詰めていくか、これは非常に複雑な問題です。

教育委員会だけで決めることは当然できないので、関係機関、経済産業省なり、消費者庁等の意見を踏まえ、教育委員会の定例会で、こういう形で決着を付けるということで御

理解いただいております。

今、扶川議員がおっしゃったように、子供たちにとにかく迷惑をかけられない、それはおっしゃるとおりでございます。

そのときにどうすればいいのか、そこは確かに私のほうで考えさせていただいて、教育DX推進課がこの問題正策を、資料作りから、交渉から、課の労力を、こちらのほうに使っている状況というのを考えたときに、いやいやそうではないんだと、もっと現場で子供たちにしっかり使ってもらう状況を用意することが、私の今の立場だと、そういう判断をさせていただいたことで、現状に至っているということです。

原委員長

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月27日火曜日から8月28日水曜日までの二日間の日程で、こども・子育て政策及び高齢化対策に関する先進的な取組等を調査するため、東京方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。それでは、さよう決定いたします。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（13時38分）